

CITY OF YOKOHAMA

資料2

専門部会の位置づけについて

公民連携のさらなる推進について
～新たな公民連携手法の導入方針～

4月24日開催 第5回下水道事業経営研究会（第10期）資料より



横浜市

目 次

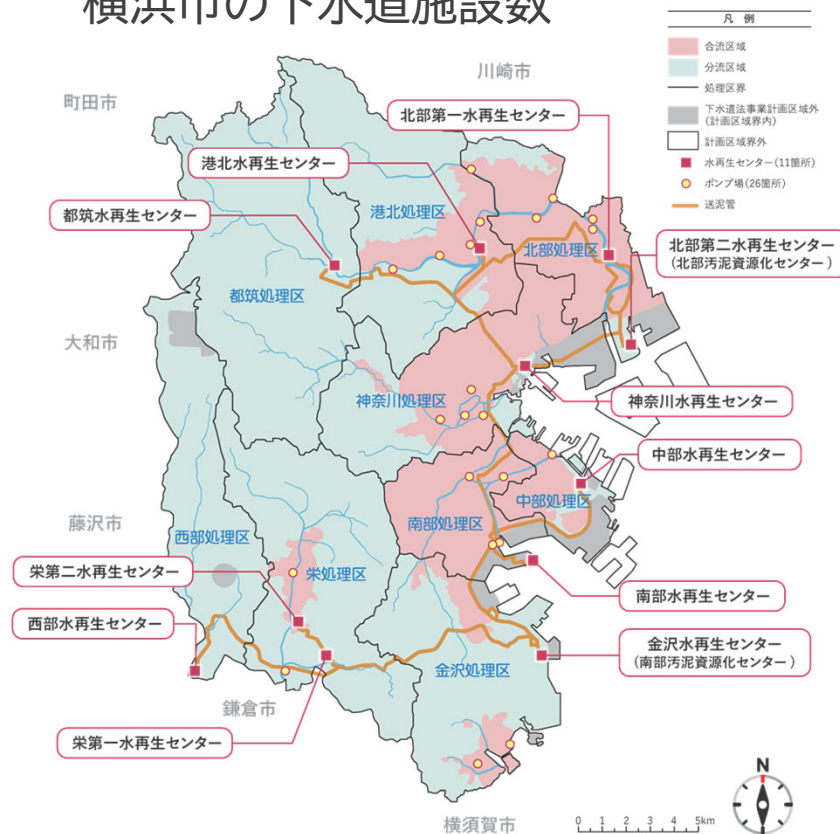
1. 新たな公民連携の導入方針

2. 専門部会の立ち上げ

1. 新たな公民連携の導入

将来を見据えた下水道システムの在り方【公民連携のさらなる推進】

横浜市の下水道施設数



管きょ延長 11,950 km

マンホール 54 万箇所

取付管 140 万本

水再生センター 11 箇所

ポンプ場 26 箇所

汚泥資源化センター 2 箇所

1. 新たな公民連携の導入

将来を見据えた下水道システムの在り方【公民連携のさらなる推進】

◆長年にわたり各種下水道施設（小口径管、中大口径管、水再生センター・ポンプ場、汚泥資源化センター）に対し、**特性に応じた**維持管理体制を構築

公民連携の取組状況

区分	現行の維持管理体制	効 果	公民連携手法
小口径管	市内一円を業界団体と連携し、市民生活に密着した維持管理を実施。道路管理者と連携し、陥没等にも迅速対応。	各業界団体と定期的な対話会を実施するなど信頼関係を構築し、地域密着型の対応で市内経済活性化や災害時協力などで連携。	地元企業や下水道管理共同組合と連携
中大口径管	令和3年から包括的民間委託を実施し、点検・調査・一部修繕を実施。	高度な専門技術を保有している企業を中心に、難易度の高い環境での点検や維持管理体制を構築。	包括的民間委託の導入
水再生センター・ポンプ場	専門的保守作業及び水処理保守作業について委託を実施。	職員による高い技術と委託を掛け合わせた安定した維持管理体制を構築。	地元企業や専門企業による保守点検委託の実施
汚泥資源化センター	平成19年から包括的民間委託を導入。PFI事業（消化ガス発電、燃料化、汚泥有効利用）も実施。	民間の技術・創意工夫を活かし、効率的な維持管理体制を構築。	包括的民間委託・PFI事業の導入

1. 新たな公民連携の導入

将来を見据えた下水道システムの在り方【公民連携のさらなる推進】



公民連携手法(現状)

市内全域

小口径管 (~800mm)	中大口径管 (800mm超~)	水再生センター・ポンプ場	汚泥資源化センター
18行政区	北部 包括 南部 包括	9処理区	北部 包括 南部 包括

1. 新たな公民連携の導入

将来を見据えた下水道システムの在り方【公民連携のさらなる推進】

- ◆ 今後の人口減少や増加する下水道施設の老朽化に対応し、将来にわたる持続可能な下水道事業の運営を目指し、**行政と民間のパートナーシップの強化が必要**

公民連携導入のねらい

○横浜下水道の将来を見据え、**公民連携で強固なパートナーシップ**を構築し、持続可能な事業運営を実現



- ・ **民間事業者の参画意向調査(マーケットサウンディング)**を実施した上で、新たな公民連携手法などの導入方針を決定
- ・ 具体的な業務内容等を議論するため、**専門部会を立上**

【補足】新たな公民連携について

◆将来にわたる持続可能な下水道事業の運営を目指し、**行政と民間のパートナーシップの強化を図るため**、国が推進する新たな公民連携手法の「水の官民連携（ウォーターPPP）」の導入検討を実施

「水の官民連携」

⇒コンセッション方式（レベル4）と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称。

※レベル3.5：維持管理に更新（改築）の要素が加わり、一体となることで、レベル4に準ずる効果・メリットを期待できる。

なお、包括的民間委託とは、事業期間の長短、性能発注の程度が異なる点、修繕や改築に係る業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる。

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の特徴

① 長期契約（原則10年）

企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、これまでの民間委託で一般的な3～5年よりも長い10年間を原則とする。

② 性能発注

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。発注者が詳細な仕様を決める仕様発注よりも、性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

③ 維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に実施していくことで効率的・効果的な維持管理と更新を期待できる。民間事業者に更新計画を作成する「更新支援型」または更新（改築）の発注業務の委託まで含む「更新実施型」を地方公共団体が選択する。

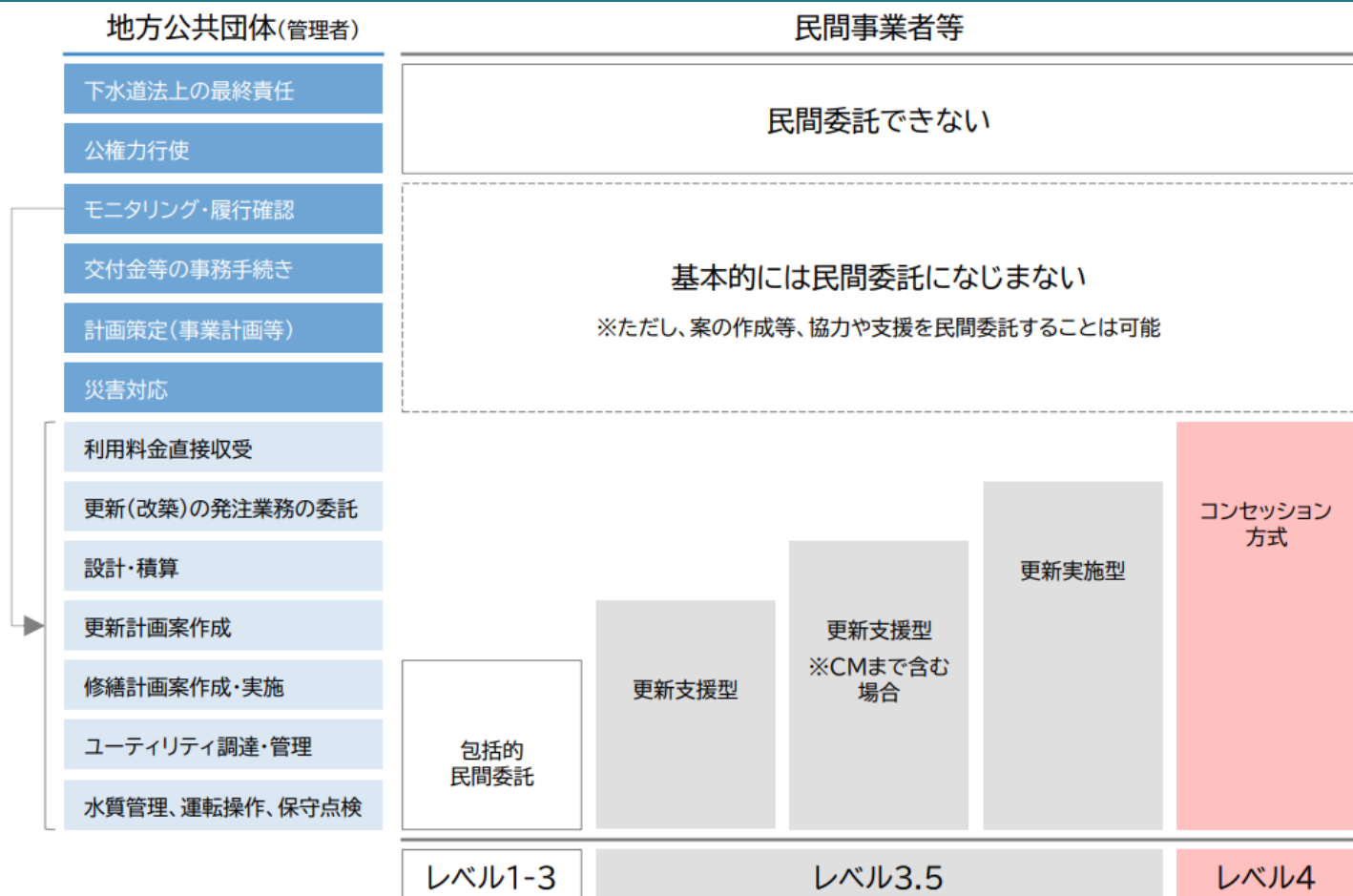
④ プロフィットシェア

民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組みのこと。プロフィットシェアの導入により、事業開始後も民間事業者からのライフサイクルコスト削減の提案を促進する。

（出典）国土交通省 資料より

【補足】新たな公民連携の導入について

◆国が推進する新たな公民連携手法の「水の官民連携」のレベル3.5の業務範囲（イメージ）



(出典) 国土交通省 資料より

【補足】新たな公民連携の導入について

◆国が推進する新たな公民連携手法の「水の官民連携」の導入による効果

「水の官民連携」(ウォーターPPP)の効果・メリット

課題への対応

体制補完・技術承継

PPP/PFI手法によって地方公共団体職員の負荷が軽減され、地方公共団体が人材を当てる業務を取捨選択することが可能となる。また、モニタリングを通じて、技術職員が効率的に技術力を維持することができる。

施設の老朽化対策

性能発注による創意工夫やノウハウを最大限活用することで、施設の機能を維持する手法（長寿命化など）を多彩に検討することが可能となるため、適切な老朽化対策が期待できる。

経営改善

従来別個に発注していた維持管理と更新の一括発注や民間の創意工夫・ノウハウの活用により、地方公共団体による直営の場合と比べ費用負担を軽減することが期待でき、上下水道の経営改善につなげることができる。

1. 新たな公民連携の導入

◆新たな公民連携の導入検討にあたり、民間事業者の皆さまの**参入意向や事業内容等に対する意向を「対話」を通じて**、アイデアや意見等を調査するサウンディング型市場調査を実施

○調査方法

- ・令和8年2月13日(金)記者発表 HP上でアンケート公表
- ・日本下水道協会 Geマッチングに掲載

○期間

令和8年2月13日(金) ～ 令和8年3月13日(金)

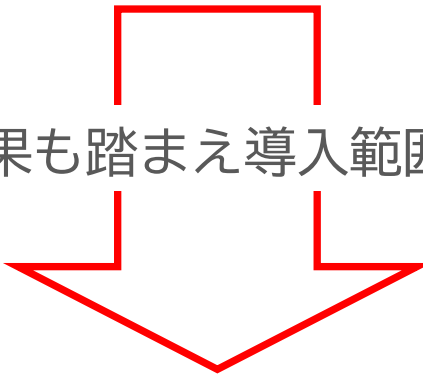
○回答企業数

39社

1. 新たな公民連携の導入

サウンディング調査結果

- ①「管路施設と水再生センター等の施設」は、個別の方が望ましいの回答が約9割
- ②「管路施設のうち小口径管」は、新たな公民連携手法と別発注で良いとする回答が約9割
- ③「水再生センターと汚泥資源化センター」は、個別の方が望ましいの回答が約7割



調査結果も踏まえ導入範囲を決定

1. 新たな公民連携の導入

中大口径管と汚泥資源化センターの各施設で新たな公民連携手法導入を実施

市内全域

管路施設

水再生センター等の施設

小口径管

中大口径管

水再生センター・ポンプ場

汚泥資源化センター

18行政区

新たな公民連携
を導入

9処理区

新たな公民連携
を導入

地元企業等と連携した
維持管理を継続

直営による
維持管理を継続

2. 専門部会の立ち上げ

◆中大口径管及び汚泥資源化センターの新たな公民連携事業の具体的な業務内容等を議論するため、
2つの**専門部会**を立上

○「下水道管路の公民連携事業検討部会（仮称）」

本部会は、現行の下水道管路に係る包括的民間委託の終了後を見据え、新たな公民連携事業（WPPPレベル3.5・更新支援型）の導入に向けて、事業スキームの策定、事業者公募関係図書の作成、事業者選定等の各段階において、各委員の専門的知見に基づき、客観的かつ多角的な審議を行うことを目的として設置

○「下水道施設の公民連携事業検討部会（仮称）」

本部会は、現行の汚泥資源化センター及び前処理施設に係る包括的民間委託の終了後を見据え、新たな公民連携事業（南セ：WPPPレベル3.5・更新支援型、前処理：包括レベル3.0、北セ：WPPPレベル3.5・更新実施型）の導入に向けて、事業スキームの策定、事業者公募関係図書の作成、事業者選定等の各段階において、各委員の専門的知見に基づき、客観的かつ多角的な審議を行うことを目的として設置

2. 専門部会の立ち上げ

【下水道施設の公民連携事業検討部会（仮称）】

主な審議内容

- （１）下水道施設の公民連携事業の制度設計及び業務内容に関すること
 - ・ 業務範囲及び役割・リスク分担の妥当性の評価
 - ・ 実施方針及び要求水準書の内容の確認 等
- （２）下水道施設の公民連携事業の受託候補者の評価に関すること
 - ・ 公募条件及び事業者選定基準の内容の確認
 - ・ 事業者からの提案内容の評価 等
- （３）下水道施設の公民連携事業の運用に関すること
 - ・ 事業開始後におけるモニタリングの実施方法及び運用ルールの確認 等
- （４）その他下水道施設の公民連携事業に関する専門事項を調査研究及び審議させるため、研究会が必要と認めた事項

2. 専門部会の立ち上げ

【下水道施設の公民連携事業検討部会（仮称）】

令和8年度～令和9年度（南セWPPP、前処理包括） 令和8年度末～令和10年度（北セWPPP）

委員名簿

氏名	分野	所属
伊集 守直	財政学	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
齋藤 利晃	下水道行政・技術	日本大学 理工学部土木工学科教授
長岡 裕	下水道行政・技術	東京都市大学 名誉教授
村瀬 景子	法律	M&Fパートナーズ法律事務所
越智 多佳子	会計	越智公認会計士事務所

2. 専門部会の立ち上げ

【下水道施設の公民連携事業検討部会（仮称）】

検討部会（南セWPPP、前処理包括）の予定（案）

部会	時期	内容
第1回	令和8年6月頃	現地確認、全体説明、実施方針（素案）・要求水準書（素案）の確認
第2回	令和8年9月頃	実施方針（案）・要求水準書（案）の審議・修正事項確認
第3回	令和8年10月頃	実施方針（案）・要求水準書（案）の確定・公表・質問受付開始 入札説明書等の審議・修正事項確認
第4回	令和8年12月頃	質問回答審議、実施方針（修正版）・要求水準書（修正版）の確定・公表 入札説明書等の確定・公表・質問受付開始
第5回（第1回）	令和9年2月頃	質問回答審議・公表
第6回	令和9年7月頃	提案書の受付・評価・事業者ヒアリング
第7回	令和9年11月頃	事業者選定

※北セWPPPについても、2月頃から同部会で検討開始予定

2. 専門部会の立ち上げ

【下水道施設の公民連携事業検討部会（仮称）】

検討部会（北セWPPP）の予定（案）

部会	時期	内容
第1回	令和9年2月頃	現地確認、全体説明、実施方針（素案）・要求水準書（素案）の確認
第2回	令和9年5月頃	実施方針（案）・要求水準書（案）の審議・修正事項確認
第3回	令和9年6月頃	実施方針（案）・要求水準書（案）の確定・公表・質問受付開始 入札説明書等の審議・修正事項確認
第4回	令和9年8月頃	質問回答審議、実施方針（修正版）・要求水準書（修正版）の確定・公表 入札説明書等の確定・公表・質問受付開始
第5回	令和9年10月頃	質問回答審議・公表
第6回	令和10年8月頃	提案書の受付・評価・事業者ヒアリング
第7回	令和10年11月頃	事業者選定